まつどニュース

2026/8/21(金)時点　【災害情報】

発行／松戸市　お問い合わせ　TEL 047-366-7320　FAX 047-362-6162

松戸市公式LINE

問:広報広聴課☎047-366-7320

友だち追加すると、松戸市のいろいろな情報・お知らせの中から、あなたにぴったりな情報をお届けします。

松戸市公式LINE

令和8年8月千葉豪雨
被災者生活再建のご案内

令和8年8月13日に発生した「令和8年8月千葉豪雨」では、床上・床下浸水を始め、多くの被害が発生しました。市では、被災者の方を支援する取り組みを進めています。
各担当課にご相談ください。

支援情報をまとめたページはこちら

市ホームページ

松戸市お知らせキャラクター・まつまつ

check! 災害復旧コールセンターを設置しています　※(土)(日)も対応
電話番号:047-366-7309　受付時間:9時～16時30分(21日までは～19時)

◆災害見舞金について◆

問:福祉政策課地域福祉担当室　☎047-366-3019(受付:平日9時～16時30分)

松戸市に住民登録されている方が現に居住している住居が自然災害などによって被災された場合、被害に応じて災害見舞金を支給します。

1　地震・風水害

住家の全壊	一般世帯	50,000円	単身世帯	20,000円
住家の半壊	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円
床上浸水	一般世帯	30,000円	単身世帯	10,000円

2　傷病見舞金

災害により負傷し、2週間以上入院	1人　10,000円

※単身世帯とは、社員寮、学校寮、収容施設等の単身居住者をいう。一般世帯とは、単身世帯以外をいう。

市ホームページ

その他

○災害見舞金はこの他、「火災」「ガス爆発」「消火活動による水損」があります。
○支給手続にあたり、被害状況が分かる写真や罹災証明書等をご用意の上、同担当室までご連絡ください。

◆罹災証明書・罹災届出証明書の発行について◆

問:税制課　☎047-366-7321(受付:平日9時～16時30分)

市ホームページ

罹災証明書:災害により被害のあった住家の被害の程度を証明するものです。
発行される証明書には「一部損壊」、「準半壊」、「半壊」、「全壊」など被害の程度が記載されます。
市の職員が被害の状況を調査し、証明書を発行します。
※罹災証明書は原則、被害の状況を調査し、発行の可否を判断するため、発行まで日数がかかります。
※修繕済の建物で被害状況を確認することができない場合、罹災証明書の発行ができない事があります。

罹災届出証明書:災害により被害を受けたことについて、その事実を市に届け出たことを証明します。
罹災証明書の発行の対象にならない建物や建物の付帯物(塀・門扉・カーポートなど)及び家財等の動産被害が対象です。
また、車両への証明書の発行も対象となります。
※罹災届出証明書は災害との因果関係や被害の程度を証明するものではありません。

凡例 check!…前回号からの追加・変更点

税金・年金・保険料などの減免・免除・徴収猶予等について

令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた方は、被害の状況や所得などに応じて、税金や保険料などの減免・免除、徴収猶予を受けられる場合があります。 **※制度ごとに対象となる要件や申請方法が異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。**

市ホームページ

【税金】 問:災害復旧コールセンター ☎047-366-7309

■個人市民税・県民税の減免について

納税義務者本人、配偶者又は扶養親族が所有する住宅又は家財に大きな損害を受けられた方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方は、申請により損害程度に応じて個人市民税・県民税が減免になる場合があります。

■固定資産税・都市計画税の減免について

課税されている家屋・土地・償却資産に被害を受けた所有者の方は、被害を受けた日以降の納期に係る固定資産税・都市計画税が減免になる場合があります。

■市税の徴収猶予について

被災により市税の納付が困難な場合、申請により納付の猶予が認められる場合があります。

【国民年金】 問:国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

■国民年金保険料の免除について

風水害などにより財産に相当な被害を受け、保険料の納付が困難な場合、免除を受けられます。

【国民健康保険】 問:国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

■国民健康保険料の減免・徴収猶予について

災害その他特別な事情等により生活が著しく困難となった場合で、生活困窮により当該年度分の国民健康保険料が納付できないと認められる場合、減免を受けられるときがあります。

■医療費の自己負担分(一部負担金)の免除について

災害などにより収入が著しく減少し、医療費の自己負担額の支払いが困難となった場合、徴収猶予または免除を受けられる場合があります。

【後期高齢者医療制度】 問:国民健康保険コールセンター ☎047-712-0141

■後期高齢者医療保険料・医療費自己負担額の減免等について

風水害などで損害を受けた場合などに、保険料や医療費の自己負担額の減免等を受けられる場合があります。

【介護保険】 問:松戸市介護保険事務センター ☎047-366-7370

■介護保険料・介護サービス利用料の減免について

被災により介護保険料の納付や介護サービス利用料の支払いが困難となった場合、減免・徴収猶予などを受けられる場合があります。

【パスポート】 問:市民課松戸市パスポートセンター ☎047-382-6722

■旅券手数料の免除について

申請により旅券手数料の免除を受けることができます。 ※窓口での申請が必要です。

◆故障車両を道路上に放置されている方は市へご連絡ください◆

問:建設総務課 ☎047-366-7357(受付:平日9時~16時30分)

豪雨の影響で車両が移動不能となり、やむを得ず道路上に放置している方は、松戸市へご連絡ください。

撤去の支障になっている問題の解決をサポートします。

【連絡方法】

○電話で建設総務課(047-366-7357)へ

○「松戸市公式LINE」に表示される基本メニューの「通報・報告」内の「道路」を選択し、「放置車両」の通報から連絡

市ホームページ

公式LINE 基本メニュー

【道路区間の指定による放置車両移動のお知らせ】check!

市が管理する道路全てを、災害対策基本法に基づき緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。

8月21日㈮以降、移動の目途が立たない放置車両は市が移動を行います(移動先は個別に所有者へ通知)

凡例 check!…前回号からの追加・変更点

◆災害ごみの分別について◆

問:廃棄物対策課　☎047-704-2010(受付:9時～16時30分　※8/22(土)・8/23(日)も対応)

市ホームページ

【災害ごみの回収について】

○災害ごみは、順次回収にお伺いします。災害ごみを出す際は、可能な範囲で分別し、できるだけ複数世帯でまとめて出してください。

○可燃ごみ・不燃ごみは、「災害可燃」「災害不燃」など、災害ごみであることがわかるよう表示のうえ、収集日に集積場へお出しいただくこともできます。 ※集積所へお出しいただく場合は、事前連絡は不要です。準備ができましたら、**廃棄物対策課(047-704-2010)**までご連絡ください。

【持ち込みの方について】

○持ち込みを希望される場合は、**日暮クリーンセンター(047-388-6555)**へご連絡ください。
※持ち込み先は異なりますので、ご注意ください。

◆浸水被害に遭われた家屋等の消毒について◆

問:環境保全課　☎047-366-7336(受付:9時～16時30分　※8/22(土)・8/23(日)も対応)

市ホームページ

【市による消毒作業】

市による消毒作業を希望される場合は、環境保全課へご連絡ください。応急的な消毒を行います。
作業内容は個人での対応が難しい床下の消毒作業となります。
※家屋構造や通気口の大きさによっては、消毒できない場合があります。
消毒は乾燥していないと効果がないため、天候等の状況によってはすぐの対応が難しい場合がございます。

【ご家庭での消毒方法】 ※清掃時の注意事項

1. ゴーグル・マスク・手袋・底の厚い靴などを着用(目や口の保護・ケガ予防)
2. ドアと窓を開けて、しっかり換気　3. 汚泥は十分に取り除き、しっかり乾燥　4. 清掃後はしっかりと手洗い

◆松戸市災害ボランティアセンターについて◆

問:松戸市災害ボランティアセンター ☎047-362-5963
(松戸市社会福祉協議会ボランティアセンター内、受付時間:9時～16時)

松戸市社会福祉協議会では、被災された方々への支援を迅速かつ的確に行うため8月19日(水)より、「松戸市災害ボランティアセンター」を開設しています。詳しくは同協議会ホームページをご覧ください。

【被災された方へ】

○対象者:松戸市内で住居等に被害を受けた方で、自力での片付け等が困難な世帯
○支援内容:家屋内外の片付け・清掃、家具等の搬出補助等
※高所作業や専門技術を要する作業、危険を伴う作業には対応できません。
○申込方法:電話で同センターに申し込み

社会福祉協議会
ホームページ

【災害ボランティア活動への参加を希望される方へ】

ボランティア活動者の募集情報については、同協議会ホームページでご確認ください。

◆被災された方の健康相談を行っています◆

問:健康推進課 ☎047-366-7481(受付:平日9時～16時30分)

災害後は、避難生活や環境の変化による疲れやストレスなどから、体調を崩しやすくなります。
市では、**保健師などの専門職が、電話や避難所・ご自宅への訪問による健康相談を行っています。**
体調不良やけが、食事・水分不足、血圧などの体調変化のほか、眠れない、不安やストレスを感じるなど、健康について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

市ホームページ

市内被災者に対する市営住宅の提供について

問:住宅政策課　☎047-366-7366(受付:平日9時～16時30分)

被災された市民の方に対し、市営住宅を災害用住戸として整備して提供しています。申し込みは先着順で、提供できる戸数には限りがございます。提供住宅はすでに入居している場合があります。詳細は市ホームページでご確認ください。

市ホームページ

対象者:居住していた住宅が床上浸水等の被害を受け、居住継続が困難となった市内世帯
使用期間:原則3か月(最長1年まで更新可)　**使用料:**市営住宅家賃、敷金を免除(光熱水費等は自己負担)

被災した住宅の応急修理について

問:住宅政策課　☎047-366-7366(受付:平日9時～16時30分)

令和8年8月千葉豪雨により被災した住宅に対して、災害救助法に基づき、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理の申込受付準備を進めています。
※制度の利用に当たっては、被害状況が確認できる被害箇所の写真が必要です。

市ホームページ

自宅での入浴が困難な人に、入浴施設を基本無料で提供

問:公衆浴場:予防衛生課 ☎047-366-7484　市内公共施設:各施設(電話番号下記参照)
スポーツ施設:スポーツ振興課スポーツ施設担当室 ☎047-703-8508
文化施設:文化芸術創造課 ☎047-367-7814

利用に際しての注意事項、備品の用意の有無などの詳細は市ホームページでご確認ください。

市ホームページ

【公衆浴場】

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間
平和湯ランド(047-387-2044)	五香西1-12-12	15時～23時〔㈬定休〕
小金バスランド(047-341-1126)	小金きよしが丘2-9-1	15時～23時〔㈪不定期・㈬定休〕 ※8/31は休み。
宮前湯(047-362-2819)	松戸1766	14時30分～21時30分〔㈬㈭定休〕

【市内公共施設(浴室)】 ※各老人福祉センターは要事前連絡(電話)。

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間
和名ケ谷スポーツセンター(047-391-5990)	和名ケ谷1360	12時30分～20時30分〔最終入場19時30分、第3㈪休館〕
常盤平老人福祉センター(047-382-5125)	常盤平3-25	10時～15時50分〔㈪休館〕 ※15時以降は被災者専用
矢切老人福祉センター(047-368-1508)	上矢切299-1	10時～15時45分〔㈪休館〕 ※15時以降は被災者専用
小金原老人福祉センター(047-344-8270)	小金原6-6-2	10時～16時45分〔㈪休館〕 ※15時以降は被災者専用
東部老人福祉センター(047-392-3701)	紙敷953-2	10時～14時50分〔㈪休館〕

【シャワー施設(スポーツ施設・文化施設)】 ※各施設とも要事前連絡(電話)。

施設名称(連絡先)	所在地	使用可能時間	備考
小金原体育館(047-341-2242)	小金原6-4-1	9時～21時(第4㈪休館)	
栗ケ沢庭球場(047-342-0945)	小金原8-26	7時～18時(9月からは～17時)	100円/5分
柿ノ木台公園体育館(047-331-1131)	松戸594-7	9時～21時(第4㈪休館)	
運動公園武道館(047-363-9241)	上本郷4434	9時～21時(第4㈪休館)	
文化会館(森のホール21)(047-384-5050)	千駄堀646-4	10時～21時(㈪休館)	駐車場原則1回500円
市民会館(047-368-1237)	松戸1389-1	9時～21時(㈪休館)	

【お知らせ】松戸市の重要なお知らせや災害発生時などの緊急時に不定期発行しています。